

訪問介護員（非常勤契約職員）募集要項

令和5年10月1日採用の宍粟市社会福祉協議会職員を募集します。

1. 業務内容・受験試薬・採用予定人数

業務内容	訪問介護員（ホームヘルパー）
勤務地	山崎支部もしくは波賀支部
受験資格要件等	ア 介護福祉士もしくは介護職員初任者研修修了者（旧ヘルパー2級） イ 自動車運転免許（ペーパードライバー不可）
採用予定人数	若干名

※次に該当する方は受験できません。

禁固以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたその執行を受けることがなくなるまでの者

2. 勤務条件など

勤務日および時間	月～日曜日 おおむね7時30分～18時30分の間で1日4時間程度 ※1週間20時間以上30時間未満の勤務 もしくは20時間未満の勤務
給料	介護業務での時間給：1,060円～ 事務および移動時の時間給：960円 ※早朝・夜間 割り増しあり
手当 等	業務手当（介護福祉士の場合）+30円加算 処遇改善手当支給あり 通勤手当、年末一時金（12月）支給

3. 選考方法

(1) 提出書類等

○履歴書（市販の履歴書用紙（自己PRと志望動機欄があるもの）自筆記載・写真貼付）

※運転免許証および介護支援専門員資格を証明する書類の写しを添付してください。

(2) 申込方法

○角型2号(A4サイズ)封筒に必ず朱書きで「職員採用応募」と明記し、下記の送付先へ郵送。

送付先 〒671-4137 宍粟市一宮町閨賀 300

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会 総務課

(3) 採用試験

○個別に採用試験を実施します。（試験日程等は後日連絡します） 内容：面接試験、作文

4. 合格から採用まで

(1) 試験結果は、合格にかかわらず全員に郵送で通知します。

(2) 採用後、3か月は試用期間とします。

ただし、本会の判断でその期間は短縮することができます。

5. 採用取り消しについて

合格者が次のいずれかに該当した場合は、採用を取り消す場合があります。

(1) 資格取得見込であったものが、所定の期日までに資格取得できなかった場合

(2) 合格通知後、履歴書、その他提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合